

令和3年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和4年2月2日（水）
午後1時00分から午後3時00分まで
場 所 会場：県庁第2庁舎4階第28会議室
オンライン会議（CiscoWebex）

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告（資料3）

- ・西部
- ・中部
- ・鳥取市
- ・東部4町

(2) 災害時対応ノート（資料4）

(3) 医療的ケア児支援センターの概要（資料5）

(4) 令和3年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修結果概要（資料6）

(5) 医療的ケア児等コーディネーターへのアンケート結果概要（資料7）

3 その他

令和4年度医療的ケア児者に関わる県の事業（案）（資料8）

4 閉会

R3鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第2回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考	参加方法
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会 代表理事		オンライン
2	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ 管理者		オンライン
3	浦島 悦子	鳥取市社会福祉協議会鳥取市基幹相談支援センター 相談支援専門員		オンライン
4	山根 貴之	相談支援センターPIECE 相談員		オンライン
5	松浦 未怜	若桜町町民福祉課 主事		オンライン
6	黒田 昌典	倉吉市福祉課 係長		オンライン
7	米田 克宏	米子市障がい者支援課 担当課長補佐		オンライン

【オブザーバー】

	氏名	所属・職		参加方法
1	玉崎 章子	社会医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長		オンライン
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長		オンライン
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長		オンライン
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 次長		オンライン
5	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングデイこすもす 所長		オンライン
6	安本 理恵	鳥取県立鳥取養護学校 教頭		オンライン
7	後藤 幸子	鳥取県立皆生養護学校 PTA会長		オンライン
8	竹内 浩行	鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司		オンライン

【事務局】

	氏名	所属・職		参加方法
1	山本 伸一	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長		会場
2	西川 昌志	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 係長		会場
3	東口 卓央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 主事		会場
4	遠藤 紅弥	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長		会場
5	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長		オンライン
6	濱崎 旭	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長		会場
7	寺谷 明日香	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 主事		会場

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べるることができる者を、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

西部圏域における医療的ケア児に関する状況報告

令和 4 年 2 月 2 日

1 鳥取県西部障害者自立支援協議会「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」

○第 1 回部会

日時：令和 3 年 8 月 2 5 日（水）

内容：・西部圏域における医療的ケア児者に係る状況等について意見交換 など

2 各市町村の状況

(1) 米子市

	内容
把握人数	医ケア児：23人 (内訳)・未就学児 17人 ・小・中学校 6人 ・高校等 0人
現状	・医ケア児の情報は、出生時などに医療機関から情報提供があり把握している。その後、就学までを中心に保健師がフォロー。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等への看護師の確保が困難。 ・学校等で、看護師が休暇等により配置できない日における対応。 ・保育園では、看護師配置をしている一部の園に限って受入対応している。 ・医療的ケア児・者の受入可能な事業所が少なく、特にショートステイ・日中活動は、希望どおりの利用が困難で、受入可能な事業所に集中する。 ・就学後の放課後のサービス利用が難しい場合、保護者との調整が困難。 ・特別支援学校を卒業後、地域での支援体制が不十分 ・個別避難計画の作成
R3 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.12 こども総本部を設置し福祉と教育とを一体的に取り組む部局を設置 ・個別避難計画の作成支援の取組を市内2地区で実施。(医療的ケア児についても作成を希望される方には、福祉専門職等の協力を得て作成支援を行う。)
R4 の取組予定	・個別避難計画の作成支援を行う地域を拡大。(R4~R6 年度で全地区で実施予定)

(2) 境港市

	内容
把握人数	医ケア児：4人 (内訳)・未就学児2人 ・小・中学校0人 ・高校等2人
現状	医ケア児の情報は、出生時などに医療機関や保護者等から情報提供があり、把握している。その後は、保健師がフォローしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校への通学バスがてんかん発作等により利用できなくなることがあるので、医療的ケア児の対応もできるようになるといい。 ・現在、未就学児で保育所を希望している子はいないが、今後希望があった場合は、設備の改修等が必要になる可能性もある。 ・医療的ケア児を抱えておられる保護者の情報交換ができるような場所があるといいのではないか。

R3 の取組	・医療的ケア児の方で、今年度、特別支援学校を卒業し、就労継続支援事業所 B 型を利用するため、看護師派遣事業にて対応する予定。
R4 の取組予定	上記の方について引き続き対応予定。

(3) 大山町

	内容
把握人数	医ケア児：0人 (内訳) ・未就学児 人 ・小・中学校 人 ・高校等 人
現状	医療機関と連携し、こども課保健師が対応。
課題	町立学校への就学時の対応。教育委員会との連携。
R3 の取組	特になし
R4 の取組予定	特になし

(4) 日吉津村

	内容
把握人数	医ケア児：3人 (内訳) ・未就学児0人 ・小・中学校1人 ・高校等2人
現状	・医療的ケア児の情報は、出生時の医療機関からの情報提供や転入時等に把握。必要時保健師がフォローしている。
課題	・個別避難計画の充実・見直し。 ・ケースが少ないため、新規の相談があった場合に児に合った適切な支援につなぐことが出来るか。
R3 の取組	・福祉避難所の設置・運営ならびに医療的ケア児の避難訓練について、10月の村防災訓練に向け8月に机上訓練を実施。その後コロナの影響により防災訓練は中止。机上訓練の振り返りを行った上で、1月に再度机上訓練を予定していたが、コロナの影響で2月に延期。 ・訓練を通して、個別避難計画の課題など洗い出しや見直しを検討する。
R4 の取組予定	・実際の避難訓練を実施し、医療的ケア児の移動を行う中で避難経路や危険箇所等の検証を行った上で、年度内の個別避難計画の策定を行う予定。

(5) 伯耆町

	内容
把握人数	医ケア児：2人 (内訳) ・未就学児1人 ・小・中学校0人 ・高校等1人(入所)
現状	・医ケア児の情報は、健診等の状況から保健師が把握し継続的にフォローしており、サービス利用等にあたっては連携体制を築いている。 ・該当世帯数は少数で、各種サービス、手当、医療等の申請手続きから頻繁に役場に来庁することが多く、上記フォロー体制もあるので世帯状況の把握や関係性構築はしやすい。 ・一旦関係性が構築されると、一般的に成人後もサービス利用が続くため、長期継続となる。(基本、転出、死亡とならない限り継続)
課題	・地域の社会資源は専門分野になるほど限られることから、医ケア児の支援体制は相当部分が元氣な両親、家族が担うのが前提となっている。家族に別の介護

	<p>を要する者が発生すれば他のサービスよりも代替手段が限られることから窮迫に陥りやすく、サービスで埋め合わせるべき穴がなかなか埋まらなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難に関しては、医療的ケア児として掘下げ検討は不十分であり、今後検討していく必要がある。 ・町内に医ケア児支援に対応するのに必要な社会資源（障害児計画相談事業所、療育機関、入所先、短期入所先）が無いため、広域連携が不可欠。
R3 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・全て福祉サービス利用者であるため個々のケースとして対応 ・高校等者は進路時期であり保護者や入所先とこのことで協議。 ・災害時の避難支援については在宅者に関して今後検討していくことが必要。
R4 の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 に基本的に同じ ・医ケア児支援に対応するのに必要な社会資源のうち、障害児計画相談事業所については将来の設置に向けて関係機関と協議を重ねていく。

(6) 日野町

	内容
把握人数	<p>医ケア児：1人 (内訳) ・未就学児0人 ・小・中学校0人 ・高校等1人</p>
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校に通いながら療育センターの生活介護（みなし障害者）、短期入所のサービスを利用しつつ在宅生活を続けておられる方が1名ある。 ・来年度も引き続き、在宅生活を続けられる予定。療育センターから遠方のため、サービスの利用を開始された当初は送迎の体制等の調整が難しい面もあったが、現在は生活介護と短期入所を上手く利用することで、保護者の負担軽減にも繋がっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな自治体で対象者が少なく、ご本人・家族がどのような生活をされているのかが把握しやすい一方で、以下のような課題がある。 ①緊急対応が必要な場合（災害時等）に、地域で利用できる社会資源が少ない。（保護者の方も、そのことについては不安を持っておられる） ②一方で、保護者の方が地域の医療機関や、近隣の方等に援助を求めることへの抵抗（遠慮）がある。 <p>※普段は、日野町で生活しながら米子市の社会資源を活用することで上手く生活が回っていても、いざという時に手助けをしてもらえるようにしておくことが望ましいと考えている。</p> <p>その為には、普段から地域の医療機関や近隣の方に相談できることは相談するという習慣をつけておくことが必要と感じている。</p>
R3 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な方についても、障害福祉サービスの仕組みの中で医療的ケア児のコーディネーターの受講をした相談支援専門員が対応している。
R4 の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時個別避難計画の作成

(7) 江府町

	内容
把握人数	<p>医ケア児：0人 (内訳) ・未就学児0人 ・小・中学校0人 ・高校等0人</p>

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現在はなし。 ・医療機関や保護者を通じて保健師が第1にかかわりを持つ。その中で必要なサービスにつないでいく。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源への物理的な距離が遠い。保育・教育施設に看護師の配置がない。また卒後の進路も「整っているところ」となると米子市内になるが、そこまでのアクセスの問題がある。
R3 の取組	特になし。
R4 の取組予定	未定

(8) 南部町

	内容
把握人数	医ケア児：1人 (内訳) ・未就学児1人 ・小・中学校0人 ・高校等0人
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア児の情報は、入院時に医療機関から情報提供があり把握している。その後、保健師がフォローしている。サービスの利用を開始した当初は両親の負担軽減としてヘルパーサービスと短期入所を利用していたが、現在は就学を見据えて児童発達支援を利用中。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所閉所に伴う引継ぎ ・個別避難計画の作成 ・医療的ケア児コーディネーターの設置
R3 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関による情報共有 ・新しい相談支援事業所への情報提供
R4 の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児コーディネーターの養成 ・個別避難計画の作成

中部圏域 医療的ケアを要する障がい児者支援について

令和4年2月2日

倉吉市福祉課

1. 中部圏域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会について

- ・令和3年度 1回開催 (R3.8.11)

【内容】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

2. 医ケア児者の災害時の対応について

<概要>

県からの依頼に基づき、中部圏域障がい者地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会において、協議。県作成の災害対応ノートの内容に対しての問題点等を把握するため、中部圏域内の医ケア児者の中から、モデル的に対応いただけるケースを選定、実施することとした。

【モデルケース①】

- ・三朝町在住 30代 (男性)

利用中の障がい福祉サービス等：生活介護、居宅介護、短期入所、日中一時

医療的ケア：吸引、人工呼吸器、胃ろう、排尿介助、排便管理

<経過>

母親に趣旨説明を行い、同意を得る。担当相談支援専門員と一緒に『災害時対応ノート』を記入。関係機関、母親と『災害時対応ノート』について検証予定。(2月上旬)

【モデルケース②】

- ・障がい児を対象にケース選定中

<今後の進め方について>

- 各モデルケースについて、結果の共有と検証を実施する (次回部会)。

3. その他 (今後の協議事項)

- 医ケア児の災害時対応について
- 医療型ショートステイについて

鳥取県地域自立支援協議会

医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

鳥取市における現状報告

令和4年2月2日

鳥取市障がい福祉課

1. 自宅で3日間避難するにあたっての課題等

○モデルケース 経管栄養（胃ろう）及び吸引

- ・ 停電、断水における自宅で避難するにあたっては、相当の備えをしていないと困難。
- ・ 通常の生活とは異なる状況による心身への影響
- ・ 在宅避難者の孤立のおそれ

2. 「災害時対応ノート（お試し版）」について

- ・ 1 ページ「服薬中の薬」欄

モデルケースでは、薬の種類が多く、欄内に収まらなかったため、幅をもう少し広げてほしい。

- ・ 6 ページ「安否確認の流れ」

個々のケースで決めればよいので、矢印は削除しては。

- ・ 7～8 ページ「災害時に備えて準備しておくもの」

想定する避難日数に応じた必要な数量を把握するため、1日あたりの数量を記載する欄を設けては。

- ・ 支援に係る1日のタイムスケジュールが記入できるものがあれば。

(モデルケース:経管栄養に係る栄養剤等の注入時間、準備する栄養剤等の種類、量、注意点など)

令和3年度第2回鳥取県自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援
体制部会
東部四町障がい者地域生活支援協議会とりまとめ資料

【八頭町】

○医療的ケア児の学校送迎について

現在町内に医療的ケアが必要なため通学バスや公共交通機関を利用することが困難な対象児が3名あり。

昨年5月より町教育委員会が主となり公用車（リフト車）を用いた移送サービスを開始。5月中旬に通学体験を開始し、当面は各児週1回ずつ利用。その後、事業開始から3週目で対象児も慣れ、事業が軌道に乗ってきたため各児週2回の利用となった。2名の同乗も特に問題なく行うことができ、当初考えていたよりもスムーズな事業展開となった。

7月には各保護者と教育委員会で30分程度の個別面談を行った。

毎月、教育委員会で通学支援のスケジュール表を作成し、事業者を通して保護者に配布を行っている。当日の休みや連絡ごとは事業者と保護者で主にやり取りをしており、何かあれば教育委員会と事業者で連絡を取り合っている。

課題とすれば、町内の小学校に車いすの児童がおり、校外学習等でリフト車を使う時に時間帯が被ってしまうことがある。町は他に福祉車両を持っていないため代車がなく、対応に苦慮している。

令和3年10月、事業所より「児童2名乗車の時、先に乗車した児が長時間の乗車となってしまいうため、体力的に厳しく体調不良になることがある」「体調不良の多い児童の送迎の時は、看護師2人体制で行っていたが、人員確保が困難」との報告あり。

これをうけ、11月に教育委員会、事業所、保護者と協議した結果、12月から児童1名乗車による送迎、看護師1人体制に変更することとなった。また、降雪期は送迎が困難になる（長時間乗車による体調不良増加などリスクが高まる）ことから、1月～2月は送迎を休止することとなった。

2月には関係者会議を開き、来年度にむけ体制を見直し・再検討する予定。

災害時対応ノートに関する意見(皆生養護学校PTA)

資料4-1

学部	意見
幼・小学部	サポートブックのように使いやすそうに思いました。
	SPO2モニターの情報記載欄もあるとよい。→電源やバッテリーについての情報
	呼吸器、経管栄養などの医ケアは必要ないので、正直ピンとこないが、わが子の場合、アナフィラキシーショックを持っているので、このノートに記載して理解してもらえるか不安。あとコミュニケーションツールも独自の方法なので、この形式のものだと表現しにくい。基本情報以外のことは個々に合わせて作る方がいいように思います。カスタマイズできる対応が必要ではないでしょうか。
高等部	内容がわかりやすく的確で記入しやすい。
	今、入所中なので不明なことが多いですが、家で見直すことが多数あり、よいきっかけになりました。
	何から始めればよいかわからない中、とてもありがたいノートです。記入することで意識が高まると思います。ぜひ完成させていただきたいです。
	持ち運びやすいよう、半分のサイズになるとうれしいです。様々な手帳や受給者証と一緒にしておけるかと思います。
	参考になりました。障害者手帳等の大きさとよいと思いました。
	対応ノート等あれば災害時とてもいいと感じました。一般の人と医療ケアのある人の避難場所は同じでいいのか等、事前に県や市から示してもらえると助かる。
	医療的ケアを必要とする方々の中では軽度の方だと思うのですが、それでもとてもありがたい資料だと思いました。生活を共にしている家族内でもわからないことが多々あると思います。こういうノートはとても安心につながるはずです。
不明	具体的に記載できるので、知らない人でも情報共有できてよいと思いました。避難所生活は難しいので早期に入院できるよう調整してほしいです。

医療的ケアを必要とする方のための

災害時対応ノート

お試し版

鳥取県

私の名前は _____ です

災害時に、必要となる情報と支援内容を記載しています。このノートを持っている方は何らかの医療的ケアが必要な方です。本人や家族の困っている事があれば、お手伝いをお願いします。

Table with columns for creator, creation date, update date, and birth date.

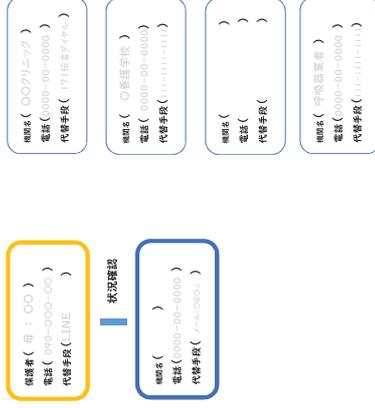
基礎情報

Form for basic information including name, address, medical conditions, and emergency contacts.

安否確認の流れ

★安否確認をスマホアプリ★
★電線・電柱は状況による

※安否確認ルートについて、途中等を追加しながらご記入ください。
(例)医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、人工呼吸器、搬送取扱業者など



★ 関係機関リスト

資料4-2

Table for listing related organizations with columns for organization name, representative, and phone number.

★ 関係者リスト (家族・親戚などの協力者)

Table for listing family members and other supporters with columns for name, phone number, and address.

★ 医療的ケア等の情報

Form for medical care information including device types, usage, and specifications.

★ その他に伝えておきたいこと

Form for additional information to be shared, including device details and other notes.

★ 災害時に備えて準備しておくもの ※想定3日分

品目	備蓄数	メモ
呼吸器(回路一式)		
衛生バッグ		
予備医薬(カニキュール)		
下着(ガーゼ)		
延長ケーブル		
簡易発電機		
簡易ポンプ、ポンベカート		
人工島		
加温加湿器		
モニター		
吸引器(手動・足踏み)		
吸引チューブ		
経管栄養剤		
経管栄養ポンプ		
経管栄養チューブ		
胃ろうチューブ		
延長ケーブル		
シンナー		
滅菌用脱脂水		
蒸留水		
ガーゼ		
アルコール綿		
固定用テープ		
外部バッテリー		
延長コード		
シガーライター対応インバーター		
充電機		
蓄電池		
UPS (無停電電源装置)		

★ 電源確保について確認しておきましょう

【以下の方法で電源を確保する】

- UPS (無停電装置)
- 蓄電池
- 車から電源をとる
- オンガーソケット
- 100V コンセント
- 充電用 USB 端子
- V2H 機器
- 自家発電機
- ガソリン
- ガス
- 手回し充電器
- ソンラー充電器
- 乾電池式充電器
-

【電源確保ができないときのために】

※自家発電設備のある近隣の施設等を確認しておきましょう。

施設名 _____
住所 _____
施設名 _____
住所 _____

※) 施設名と住所(町丁目)の両方、電話番号(施設は「ファクス」から確認してください)を緊急かつやむを得ない自衛手段として、自己責任での使用とすることを御座ってください。

中国電力ネットワークセンター (フリーダイヤル)

<集取> 0120-465-2110
<倉庫> 0120-212-607
<米子> 0120-211-476

停電情報アプリ
※ 停電発生エリア、復旧日時、復旧連絡をすることができます。



★ 災害時の避難先

○災害時の指定避難場所 ○移動手段(例:ハザードマップ)

_____ (非常電線あり・なし)
_____ (非常電線あり・なし)

※避難場所・避難ルートを確認し、写しを添付しておきましょう。
※避難は2パターン考えておきましょう。

○その他に避難できる場所があれば記入しましょう。

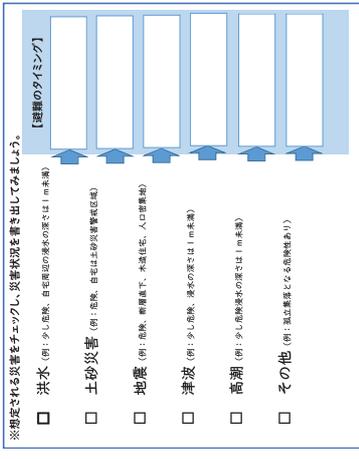
_____ 電話 (_____)
_____ 電話 (_____)

○避難を手伝ってくれる人

_____ さん (電話 _____)
_____ さん (電話 _____)
_____ さん (電話 _____)

★ 自宅周辺のハザード (危険性)

(参考) 鳥取県各市町村のハザードマップ
https://www.pref.tottori.lg.jp/88530.htm



★ ふだんから登録・準備しておくことで役立つもの

名称	内容	問い合わせ先
(各市町村) 避難登録制、関係機関(自治会、消防、警察など)に情報提供される、避難支援や見守り活動に活用されます。	避難行動要支援者名簿への登録	(電話)
(各市町村) 災害時にどのような避難行動をとるかあらかじめ確認するためのものです。関係者と一緒に作成します。地域のまとったつなかりを考えるとより効果的です。	災害時個別支援計画の作成	(電話)
医療的ケア児等医療情報共有システム MEIS	医療的ケア児等の緊急時や予期外の災害、事故に遭遇した場合に、主治医の医師が緊急事態発生時に迅速に必要医療情報を共有できるシステムです。 https://www.tottori-pref.jp/presspage_02502.html	ヘルプデスク(株)ミスター・リレーション・ケア (電話) 0120-523-252
ヘルプマークの取得	周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を待たずしていただきます。	(電話)

★ このノートに添付しておくよといもの

- 処方箋やお薬手帳のコピー
- 人工呼吸器設定指示書
- 経管栄養注入指示書
- その他指示書 (_____)
- 保険証、各種保険証、障害者手帳の写し
- 注人時等の姿勢や機器設定の写真
- お住まいの地域の防災マップ、ハザードマップ

(参考) 鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制構築委員会
(作成) 令和5年2月 鳥取県福祉保健部子ども発達支援課

医療的ケアを必要とする方のための災害時対応ノートの実用に向けた流れ（案）

行程	スタンバイ	声掛け 説明	家族記入	補充	共有
<p>内容</p>	<p>○ノートの周知 →県ホームページ掲載 →通知（県から各機関へ） <通知先※①> 市町村 相談支援事業所 障害福祉事業所 医療機関 訪問看護事業所</p>	<p>○※①は、相談場面等において、災害時に不安をもっている対象者（医療的ケア児・家族）への声掛け（ノートの紹介）をする。 ○作成を希望される方について、は、家族に記入を促す。</p>	<p>○家族が記入後、あるいは、記入に困った場合は下記対応者に連絡をする。</p>	<p>○下記対応者は、関係機関への聞き取りや支援会議での確認などを経て、家族と一緒にノートを完成させる。</p>	<p>○家族あるいは下記対応者が、ノートの写しを作成し、関係機関に渡す。 ※情報の更新は、家族から各関係機関に連絡を入れる。</p>
<p>対応者</p>	<p>・県医ケア部会 (事務局：子ども発達支援課)</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>

医療的ケア児支援センター設置事業（概要）

- 〈支援対象〉 医療的ケア児とその家族及び関係機関
- 〈設置場所〉 センター：社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニック（委託）
 中部相談窓口：中部療育園（直営）
 東部相談窓口：鳥取県看護協会（委託）
- 〈スタッフ〉 総合窓口：センター長（医師）、
 医療的ケア児支援マネージャー（福祉職、看護師）、事務職
 中部相談窓口：医療的ケア児支援マネージャー（後方支援看護師が兼務）
 東部相談窓口：医療的ケア児支援マネージャー（看護師）、事務職
- 〈開所時間〉 平日：午前9時から午後5時まで（調整中）
- 〈業務内容〉

①相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児やその家族の様々な相談への総合的な対応 ・医療的ケア児に係わる専門職、関係機関等への専門相談支援 ・調整困難事例への助言、相談支援 ・活用可能な社会資源等の情報提供 〈相談方法〉 電話、来所、訪問、オンライン
②関係機関との連携調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携し、医療的ケア児の状況を共有 ・多機関と連携した円滑な在宅移行支援及び継続的支援の実施 ・医療的ケア児等コーディネーターや後方支援看護師と連携した支援 ・小児期医療から成人期の医療への移行支援 ・ネットワークを構成する機関との連絡会の開催と有機的な連携 ・地域で実施する支援会議への参画、地域課題の共有、資源開発の支援
③人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例や最新の施策等の情報収集と発信及び理解啓発 ・医療的ケア児等コーディネーターの養成及びフォローアップ ・医療的ケア児支援者養成等の研修へのサポート ・関係機関への技術支援 ・支援者間、保護者間の交流促進

鳥取県医療的ケア児支援センター

〈主な業務〉 ・ 相談支援（来所、訪問、電話、オンライン等） ・ 関係機関との連絡調整、各種会議への参加
 ・ 医療的ケア児等コーディネーターのバックアップ ・ 情報発信、啓発、研修等

総合窓口

《博愛こども発達・在宅支援クリニック》

センター長 (医師) ※兼務	事務職
医療的ケア児 支援マネージャー (福祉職)	医療的ケア児 支援マネージャー (看護師)

中部相談窓口

《中部療育園》

医療的ケア児 支援マネージャー (看護師) ※兼務

東部相談窓口

《鳥取県看護協会》

事務職	医療的ケア児 支援マネージャー (看護師)
-----	-----------------------------

県内体制整備アドバイザー
(総合療育センター院長)

連携推進会議

《総合療育センター》

後方支援看護師

《中部療育園》

後方支援看護師 ※兼務

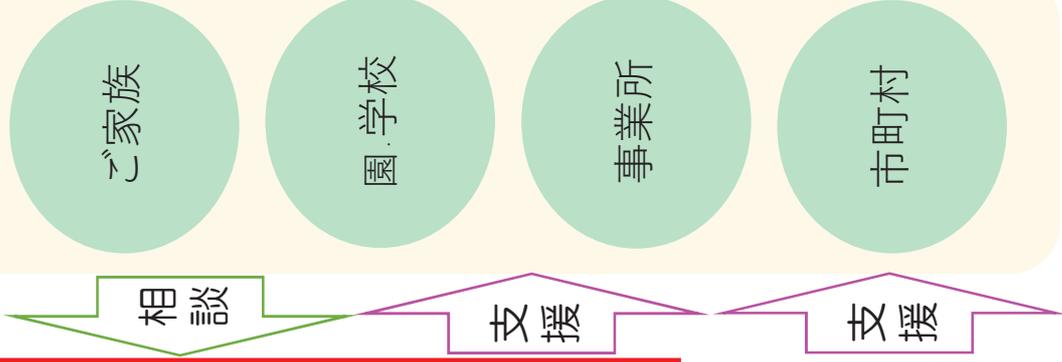
《鳥取療育園》

後方支援看護師

※県立療育機関は、
圏域の体制整備を
サポートします。

〈主な業務〉 ・ 保育所等の体制サポート ・ 圏域内の対象児把握

地域の皆様



協力医療機関

医師会（東・中・西）

鳥大附属病院

県立厚生病院

県立中央病院

鳥取医療センター

在宅診療医

訪問看護

支援に関する協議の場

⇒ 地域自立支援協議会（県及び各圏域の「医療的ケア部会」）

医療的ケア児支援センター(案)への主な意見と回答

【照会日】令和3年12月27日 【※】令和4年1月7日
 【照会先】市町村、医ケア部会、重心会議関係者
 【意見】※医療的ケア児支援センター(「支援センター」と記す

項目	主な意見	回答
1	○病院からの情報は、相談窓口に一括集約し、その後、療育機関の後方支援看護師へ情報が流れるように、医ケア児情報の一元管理ができるように。	○保護者や関係機関からの相談は、支援センターの支援マネージャーを窓口にしていただければと思います。支援センターの支援マネージャーは、療育機関の後方支援看護師と、常に情報を共有して対応します。
2	○園児の相談窓口について、今後は、支援センターの相談窓口がまず受けるのか。	○園通知では、「支援センターは、市町村、相談支援事業所、またはそれらに所属する医療的ケア児等コーディネーター等、各地域における医療的ケア児等の支援に関する調整を行うべきもの(地域のコーディネーター)と連携し、当該相談内容に対する検討や対応を行うことが期待される」とされています。○既存の地域の相談や支援機能は継続していただきつつ、県で新たに設置する支援センターも既存ケースを含めて状況把握のために関わりながら、調整が難しい事案については、対応に当たった際の多職種による連携体制の構築と相談の解決に努めます。
3	○市町村からの相談窓口は、支援センターの支援マネージャーか。その後の継続支援の窓口は、圏域療育機関の担当者か。	○ある程度当該ケースの支援の方向性が定まり、地域のコーディネーターに対応を引き継いだ後も、適宜フォローしますので、個別の支援会議等を行う中で将来の見直しも含めて役割分担と一緒に検討させていただければと思います。
4	○既に障害福祉サービス利用者は、相談支援専門員が相談の中核となっているので、フローに相談支援専門員も含めてほしい。	
5	○関係機関との連絡調整「就園、就学への移行支援に関する調整」の追記をしてほしい。	○この度の立法及び支援センター設置の趣旨は、市町村等においても引き続き適切に対応していただき、医療的ケア児等コーディネーターを配置するなどして、医療的ケア児等に必要の支援の体制整備を進めていただくことは継続しつつ、対応や調整が困難なケースや広域的な対応が必要な場合などに、総合的な相談窓口として活用していただくのが県が設置する支援センターです。医療的ケア児等コーディネーターの養成やフォローアップも次年度からは支援センターにて行います。
6	○保育園や小学校、中学校と連携をとる役割は支援センターの事務の方か。行政や学校関係の人が積極的に支援に入ってくれるとよい。	○支援センターには、市町村や関係機関からの相談が集まりますので、県内全体の支援状況の把握や、活用されている施策の内容、市町村で生じている課題、個々のケースの対応の好事例などを集約し、横展開を図る役割を担います。
7	○「教育を受ける権利の保障」の観点から弱いように感じる。養護学校や小中学校と福祉・医療の連携を推進してほしい。	○今回の照会でも多く意見をいただいた。保育や教育との連携に関するところも、上記のような役割の周知を関係機関に行い、支援センターの支援マネージャーを窓口として積極的に相談を入れていただけるよう努めてまいります。
8	○法では保育・教育現場との連携について明記されているが、将来的にどう考えているか。教委や現場に浸透するまでには多くの時間がかかると思う。	○現在でも、医療的ケア児の一人ひとりの支援を調整するにあたっては、医療機関のみならず、保育、教育、福祉など多職種がチームを組んでおられることと思いますので、今後は支援センターもチームの一員としてお声がけいただき、現在の対応で不足が生じている部分、困難が生じている部分について一緒に動く実績を積み上げ、有効的な体制を構築していきたいと考えます。
9	○医療的ケアが必要な児童の就学前が、地域の小学校に決定した場合、看護職員を学校に配置するための人材確保(派遣を含む)の支援体制を整備してほしい。	○前段でお示ししたように、既存の相談先、支援先の役割は継続していただいたうえで、調整等が難しい場合や、新たな情報が必要な場合などに支援センターをご活用ください。ですので、各機関の役割は現在のものを維持していただき、新たな役割として「困ったら支援センターに相談する」「支援センターの情報提供(周知)」「協議の場」に支援センターを加える」などをさせていただければと思います。
10	○「関係機関と連携して対応し、支援の調整の中核的な役割を果たす。」とは？就園・就学の際の関係機関との連絡等は、中心になって行ってもらえるか。	○個別ケースにおける役割分担は、一緒に支援会議等に参加させていただく中で検討させていただきます。
11	○総合窓口について、県全体の支援体制を俯瞰できる施設として、総合療育センターが適切と考えます。「アドバイザー」という役割では実動に難しさがあるのでは。	○保護者や支援に携わる方から直接、支援センターに御相談いただくことも可能です。
12	○相談支援事業所、市町村、保護者等にどのような利便性があるか。	○医療的ケア児に関する研修や情報提供などもご相談ください。
13	○現状の窓口は、主治医、相談支援事業所、市町村など様々だが、その窓口を担うのか。今後の関係機関の役割を伺いたい。	○支援センターは、小児慢性特定疾病児童等の相談窓口など、既存の専門的な相談機関とも連携していきたいと考えています。
14	○設置目的や業務内容、イメージ図に市町村や学校(教育委員会)が全く出てこない。市町村の役割はどのような想定なのか。支援センターは、医療と福祉の連携調整のみを想定しているのか。	○医療的ケア児の支援に関する協議の場は、引き続き「鳥取県地域立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会」が担います。市町村及び各圏域にも協議の場が設置されているので、そのような場への参加を支援センターにもぜひお声がけください。各地域の状況と県全体の状況について、支援センターが橋渡し役となって益々実効性を伴う連携を図りたいと考えています。
15	○市町村の役割と、支援センターの役割を明確にしてほしい。例えば、市町村は、就園、就学を考えた後、その後の関わり(支援)センターの調整で行えばいいのか。(センターの支援コーディネーターが関係機関との調整を行うのか。)市の保健師や医療的ケア児コーディネーターの役割・業務について、どのような想定をされているか。	○市町村の役割は、就園、就学を考えた後、その後の関わり(支援)センターの調整で行えばいいのか。(センターの支援コーディネーターが関係機関との調整を行うのか。)市の保健師や医療的ケア児コーディネーターの役割・業務について、どのような想定をされているか。
16	○市の保健師や医療的ケア児等コーディネーターの役割・業務について、どのような想定をされているか。	○「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 自立支援員」(鳥大内)も相談支援が中心の事業であり、対象者も重複することから、協力体制が重要。
17	○「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 自立支援員」(鳥大内)も相談支援が中心の事業であり、対象者も重複することから、協力体制が重要。	○圏域の障害者自立支援協議会と県の協議会が、うまく連携しながら動いてもらいたい。
18	○圏域の障害者自立支援協議会と県の協議会が、うまく連携しながら動いてもらいたい。	○基本的には他機関へのアウトリーチ支援が主たる任務。各圏域で、医療的ケア児支援マネージャーと後方支援看護師のミーティング(共有)が必要。
19	○基本的には他機関へのアウトリーチ支援が主たる任務。各圏域で、医療的ケア児支援マネージャーと後方支援看護師のミーティング(共有)が必要。	○支援内容は、個々のケースの状況に応じてカスタマイズします。園など、現場に訪問して、現場の皆さんが安心して対応できるようになるまでをサポートしたいと考えています。
20	○保育所等の依頼に応じて、園へ出向いてのサポートをイメージしたらよいか。具体的な内容は？受入保育所等への継続的な支援は、療育機関が担うのか。	○現場においては、突発的に対応に困られる事態も予測されます。保育所等への配置看護師の休憩等処遇を含めた体制を保育所等の設置者には準備していただく必要がありますが、やむを得ない事情が生じた際は、目処からの連携状況に応じて対応を検討させていただきます。
21	○県立療育機関の「後方支援看護師」とは、どういことをするのか。保育所に配置している看護師が休みのときなどに対応(バックアップ)するか。	○支援センターの相談窓口は、日頃の法人業務の関係による特徴はありますが、どのような方で窓口対応に差が生じないよう、県立療育機関等と連携しながら対応します。
22	○東部窓口について、訪問看護を受けない医療的ケア児も支援のはざまに落ち込まないよう、療育園と窓口との密な連携体制が不可欠。	○東部窓口についても、訪問看護を受けない医療的ケア児も支援のはざまに落ち込まないよう、療育園と窓口との密な連携体制が不可欠。
23	○中部にも窓口が単独で欲しい。厚生病院への委託は難しいか。既に機能しているものをアップグレードし、継続できる体制にしたい。	○中部圏域にも単独の相談窓口の設置を求める意見を多くいただきましたので、再検討させていただきます。改めて厚生病院及び中部療育園と相談中です。
24	○中部圏域の医療的ケア児支援マネージャーの窓口は、鳥取県看護協会の方が現実的。	
25	○西部、東部は各々に相談窓口があるが、中部は支援センターにひとまず相談か？タイムリーな動きになるか心配。現在の中部の体制に対し、支援センターがどのように機能するのか。支援センターと療育機関の立ち位置もよくわからない。療育機関に相談窓口を置いてはどうか。	
26	○やはり、中部は中部に窓口が欲しい。	
27	○中部の事情に配慮してほしい。中部の保護者や関係者が、「中部にもしっかりと配慮いただいているな」と感じられるものにしてもらいたい。	
28	○医療的ケア児を取り巻く資源が少ない中部圏域にこそ相談窓口を設置してほしい。次年度の設置が難しい場合でも、次年度以降の目標が明記され、全圏域の支援体制が充実することが望ましい。	
29	○中部圏域の医療的ケア児の主治医は鳥大が多いが、公的助成等の手続きは住所地の自治体になるため、中部在住の御家族は相談先に困られる。日常的なケアを担当する中部療育園・訪問看護等と総合窓口との連携が重要と考える。密な連携には、連携推進会議だけではなく、ケースカンファレンス等の日常的な情報共有等が重要。	
30	○支援センターの設置にあたり、特に、情報収集と発信、理解啓発という所で、期待する部分が多い。他の福祉サービスと比べて、支援上の難しさが分かりにくい面がある。関係機関のみならず、一般の方にも分かりやすく周知してほしい。	○支援センターの設置は令和4年4月、相談窓口の開所は令和4年夏頃の予定ですので、支援センターの委託先とも相談しながら、県民の皆様、関係機関の皆様へのわかりやすい広報にも尽力します。
31	○支援センターの設置場所を記すときに、各窓口の担当エリアを明記してほしい。	
他	○名称について。医療的ケア児「等」としなにか。	○自立支援協議会医ケア部会(2月2日)にて、検討させていただきます。
	○対象は、医療的ケア「者」、重症心身障がい「児」「者」を含むか。	

令和3年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 結果概要

1 研修概要 ※オンライン研修

日程	時間	概要（詳細は別添「研修カリキュラム」のとおり）
1日目 令和3年11月9日（火）	9:30～18:00	講義、パネルディスカッション
2日目 令和3年11月10日（水）	9:00～17:30	講義、計画作成のポイント講義・演習
3日目 令和3年12月7日（火）	9:00～17:30	障がい児支援利用計画作成を通じた演習
4日目 令和3年12月8日（水）	9:00～17:30	演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り

2 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 24名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	7	2	1	10
看護師	4	2	1	7
保健師	1	2	1	4
保育士			1	1
社会福祉士		1		1
心理士	1			1
圏域合計	13	7	4	24
市町村内訳	鳥取市 12名 岩美町 1名	倉吉市 4名 北栄町 3名	米子市 4名	

※（参考）H30～R3累積

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	22	9	18	49
看護師	17	7	14	38
保健師	4	6	5	15
保育士	1	0	1	2
理学療法士	1	0	0	1
作業療法士	1	1	0	2
社会福祉士	1	2	0	3
サービス管理責任者	0	0	1	1
児童発達支援管理責任者	0	0	1	1
介護員	0	1	0	1
児童指導員	1	0	0	1
心理士	1	0	0	1
圏域合計	49	26	40	115
市町村内訳	鳥取市 42名 岩美町 2名 若桜町 1名 智頭町 1名 八頭町 3名	倉吉市 18名 湯梨浜町 4名 琴浦町 1名 北栄町 3名	米子市 32名 境港市 4名 日吉津村 1名 大山町 1名 江府町 2名	

(未配置市町村・・・三朝町、南部町、伯耆町、日野町、日南町)

3 今後の対応方針

- ・コーディネーター配置機関の情報公開（子ども発達支援課ホームページにて）
- ・医療的ケア児等の協議の場への参画推進
- ・各市町村におけるコーディネーターの配置促進（各市町村に1名以上を配置する）

研修カリキュラム

日	科目	時間	単位	内 容	講 師	
1 日 目	11 月 9 日	総論	9:30～ 10:30	1	① 医療的ケア児等の地域生活を支えるために ② 医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割	相談支援事業所 江美の郷 西古久恵氏
		医療Ⅰ	10:40～ 11:40	1	① 障害のある子どもの成長と発達の特徴 ② 疾患の特徴 ③ 生理（身体の恒常性維持）	総合療育センター 汐田まどか氏
		ライフステージにおける支援Ⅰ	11:40～ 12:10	0.5		
		福祉Ⅰ	13:10～ 14:10	1	① 支援の基本的な枠組み ② 福祉の制度 ③ 虐待の制度	県子ども発達支援課 内藤佐弥子氏
		本人・家族の思いの理解Ⅰ	14:20～ 18:00	1	① 本人・家族の思い（40分） ② 在宅移行支援（25分） ③ 保育・療育（25分） ④ 教育（25分） ⑤ 成人期（25分） ⑥ まとめ（60分）：各ライフステージにおける支援、支援体制の整備（連携、チームづくり、資源の創出）等に必要な視点	本人：大西 紘子氏 移行支援：鳥取大学病院後藤玉妹氏 療育：中部療育園谷川英里氏 保育・教育：皆生養護塚田教諭（支援コーディネーター） 成人：このゆびと一まれ藤原美江子氏 助言者：鳥取県看護協会坂本万理氏 進行：光岡芳晶
		ライフステージにおける支援Ⅱ		1.5		
		支援体制整備		1		
2 日 目	11 月 10 日	医療Ⅱ	9:00～ 10:00	1	① 日常生活における支援 ・医学的理解を踏まえた介助方法の基本、呼吸障害、摂食・嚥下障害、消化管の障害、発作時の対応等 ② 救急時の状態・症状・対応 ③ 遊び・保育 ④ 家族支援（障がい受容支援、子育てへの寄添い、兄弟姉妹）	総合療育センター 木村弘子氏
		福祉Ⅱ	10:00～ 11:00	1		
		医療Ⅲ	11:10～ 12:10	1	① 訪問看護等の仕組み	鳥取県看護協会 鈴木 妙氏
		本人・家族の思いの理解Ⅱ	13:10～ 14:40	1.5	① 意思決定支援 ② ニーズアセスメント ③ ニーズの把握事例	米子市障がい者基幹相談支援センター 小林健介氏 鳥取県看護協会 坂本万理氏 障害者支援センターくらのよし 磯江美香氏
		福祉Ⅲ				
		計画作成のポイント	14:50～ 16:50	2.0	① 演習に向けた計画作成のポイント	米子市障がい者基幹相談支援センター 小林健介氏 相談支援センターりんくす 小林敦子氏（アドバイザー） 博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎章子氏
福祉Ⅲ	17:00～ 17:30	0.5	④虐待	米子市障がい者基幹相談支援センター 小林健介氏		
3 日 目	12 月 7 日	演習 計画作成	9:00～ 17:30	7	<ul style="list-style-type: none"> ・演習Ⅰ：事例の掘下げ ・演習Ⅱ：計画作成 ・演習Ⅲ：計画の発表 ・演習Ⅳ：模擬担当者会議のポイント ・演習Ⅴ：ライフステージの変化に伴う計画の再検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">ニーズ整理票は使用せず、付箋を活用して ニーズを整理し計画案を作成する。</p> </div>	（進行） 専門員協会 光岡 （アドバイザー） 博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎章子氏 鳥取県看護協会 坂本万理氏 （ファシリテーター） 米子市障がい者基幹相談支援センター 小林健介氏 相談支援センターPIECE 山根貴之氏 相談支援センターりんくす 小林敦子氏
4 日 目	12 月 8 日	演習 事例検討	9:00～ 17:30	7	<ul style="list-style-type: none"> ・演習Ⅴ：ライフステージの変化に伴う計画の再検討 ・演習Ⅵ：計画作成 ・演習Ⅶ：発表 ・演習Ⅷ：模擬担当者会議 ・演習Ⅷ：意見交換、研修振り返り （視点：医療・福祉・教育の連携、地域資源創出支援チームづくり、支援体制整備） 	総合療育センター 秦 真知子氏 障害者支援センターくらのよし 磯江美香氏 中部障がい者地域生活支援センター 河本和幸氏 障がい者支援センターそよかぜ近藤恵氏

令和3年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 結果概要

1 研修概要 ※オンライン研修

日時：令和3年9月8日（水）14:00～17:00

概要：講義（実践発表）、演習（グループワーク）（詳細は「3 研修カリキュラム」のとおり）

2 修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 12名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	2	4	1	7
看護師	1		3	4
作業療法士	1			1
圏域合計	4	4	4	12
市町村内訳	鳥取市 3名 八頭町 1名	倉吉市 3名 湯梨浜町 1名	米子市 4名	

3 研修カリキュラム

時間	内容	講師等
14:00～14:10	挨拶・オリエンテーション	事務局
14:10～15:10	【講義（実践発表）】 福祉、医療、保育・教育等が様々な機関が連携して地域生活を支援した実践について	鳥取県立中央病院 草刈 美鈴氏（30分） 障害者生活支援センターまちくら 大峰 玲氏（30分）
15:10～15:20	休憩	
15:20～15:30	医療的ケア児等コーディネーターフォローアップアンケート結果の説明	鳥取県子ども発達支援課 寺谷 明日香氏
15:30～16:40	【演習（グループワーク）】 各受講者自己紹介・実践発表（5分/人） 実践の成果や気づき、課題等の意見交換 （1グループ6～7人）	【ファシリテーター】 相談支援センターPIECE 山根 貴之氏 鳥取県立総合療育センター 秦 真知子氏 【助言者】 鳥取県立中央病院 草刈 美鈴氏 障害者生活支援センターまちくら 大峰 玲氏
16:40～17:00	発表・まとめ	ナーシングデイこすもす 坂本 万理氏 鳥取県障害者相談支援専門員協会 光岡 芳晶